

町名地番の変更に伴う住所変更手続きについて

《住所変更の手続について》

町名地番の変更に伴う住所変更手続きについては下表のとおりとなります。変更地区内にお住まいで、該当する方は所定の手続をしてください。

このような事は （項目）	だれが （該当者）	どこへ （申請先）	何をもって （必要書類等）	いつまでに （申請期限）
マイナンバーカード	マイナンバーカードをお持ちの方	清須市役所市民課	○マイナンバーカード	新住所記載の手続をしてください。
国民健康保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	_____	_____	現在のままでも使用できます。新しい住所の被保険者証を発行することはできません。
国民健康保険の資格確認書	資格確認書をお持ちの方	清須市役所保険年金課	○資格確認書、本人確認書類（免許証・マイナンバーカード等）	現在のままでも使用できますが、必要に応じて来庁された際に手続きができます。
国民健康保険の資格情報のお知らせ	資格情報のお知らせをお持ちの方	清須市役所保険年金課	○資格情報のお知らせ、マイナンバーカード	現在のままでも使用できますが、マイナンバーカードに住所変更の記載をされた方には、窓口で新しいお知らせをお渡しします。
後期高齢者医療被保険者証・資格確認書	被保険者証または資格確認書をお持ちの方	_____	_____	公告日以降、対象者に資格確認書を送付します。（現在お持ちの証も使用できます。）
福祉医療費受給者証 （子ども・障害者・精神障害者・後期高齢者福祉・母子父子家庭等）	各受給者証をお持ちの方	清須市役所保険年金課	○被保険者証等、各受給者証	現在のままでも使用できますが、必要に応じて来庁された際に手続きができます。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	被保険者証、負担割合証、限度額認定証をお持ちの方	清須市役所高齢福祉課	○被保険者証 ○負担割合証 ○負担限度額認定証	現在のままでも使用できますが、必要に応じて来庁された際に手続きができます。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 障害福祉サービス受給者証 障害児通所支援受給者証 地域生活支援事業受給者証	各手帳・各受給者証をお持ちの方	清須市役所社会福祉課	○各手帳・各受給者証	現在のままでも使用できますが、必要に応じて来庁された際に手続きができます。
土地・建物登記簿【権利部】 《所有権者の住所変更登記》 《抵当権者等の住所変更登記》	土地・建物を所有または抵当権等の権利者として登記している方	対象となる土地・建物を管轄する法務局 （郵送可）	○登記申請書（法務局に備付） ○印鑑（認印可） ○住所変更証明書または法人所在地変更証明書（※後述）	解除後に、手続をしてください。
			換地処分により登記事務が停止されるため、解除後（住所変更日から約2ヵ月後）に手続可能となります。	
法人登記簿 《本店、支店の所在地及び代表者等の住所変更登記》	町名地番が変更された結果、登記内容に変更を生じた法人の代表者の方	名古屋法務局（本局） ☎052-952-8111 （郵送可）	○登記申請書（法務局に備付） ○印鑑（届出印） ○法人所在地変更証明書または住所変更証明書（※後述）	本店…2週間以内 支店…3週間以内 代表者等の住所変更…2週間以内
法人県民税、法人事業税、特別法人事業税	町名地番が変更された結果、届出内容に変更を生じた法人の代表者の方	北部県税事務所 ☎052-531-6304 （郵送可）	○事務所等移転・事業年度変更報告書 ○変更後の謄本の写	お早めに、手続をしてください。
法人税、消費税	町名地番が変更された結果、届出内容に変更を生じた法人の代表者の方	名古屋西税務署 ☎052-521-8251 （郵送可）	○異動届出書	お早めに、手続をしてください。
自動車等運転免許証	自動車等運転免許証をお持ちの方	西枇杷島警察署 ☎052-501-0110 ※愛知県内の警察署であれば、どこでも手続できます。	○運転免許証 ○住所変更証明書（※後述）もしくは住所変更通知書	お早めに、手続をしてください。
自動車検査証	証書記載の名義人の方	愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2048	○自動車検査証 ○住所変更証明書（※後述）または法人所在地変更証明書（※後述）	お早めに、手続をしてください。
軽自動車検査証	証書記載の名義人の方	軽自動車検査協会 愛知主管事務所小牧支所 ☎050-3816-1773	○軽自動車検査証 ○住所変更証明書（※後述）または法人所在地変更証明書（※後述）	お早めに、手続をしてください。

☞ この表は主なものについて掲載しています。その他法令等により、住所変更の手続が必要なものについては、所定の手続をしてください。

☞ 手続内容の詳細については「申請先」へお問い合わせください。

《市役所など官公署で書き換えるもの》

以下のものについては市役所・法務局で書き換えますので、手続の必要はありません。

公簿名	変更箇所	担当機関	説明
戸籍簿、住民基本台帳（住民票） 印鑑登録原票等	本籍欄または住所欄	清須市役所	事業地区内にお住まいの方の戸籍・住民票等は、市役所において、新しい本籍、住所に書き換えられます。
土地・建物登記簿【表題部】のみ 《土地・建物の所在》	表題部の所在地番、家屋番号等	名古屋法務局（本局）	事業地区内の土地・建物登記簿【表題部】のみは、法務局において新しい所在地番、家屋番号、地積、及び地目に書き換えられます。

《変更証明書の発行について》

以下のものについては市役所で発行します（無料）。※平日のみの発行となりますのでご注意ください。

- ①住所・本籍変更証明書【住所・本籍の変更証明】
- ②法人所在地変更証明書【法人の所在の変更証明】
- ③町名地番変更証明書【土地の所在の変更証明】
- 清須市役所市民課で発行します。
- 清須市役所税務課で発行します。
- 清須市役所都市計画課または税務課で発行します。

※②については換地処分後に市役所から送付します。